

○指名停止措置について

①指名停止措置対象業者及び指名停止措置期間

商号又は名称	代表者氏名	住 所	措置期間
(株)中電工	取締役社長 迫谷 章	広島県広島市中区 小網町 6-12	令和2年8月20日から 令和2年9月19日まで (1月)

②指名停止の措置の範囲

安来市が発注する建設工事等について、指名停止措置とする。

③指名停止に係る事実概要等

上記の業者は、元請として岡山県新見市内において空調設備新設工事を請負ったが、請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなかったため、令和元年5月29日同工事下請負人の労働者が足場開口部から転落し負傷した。

上記について、同社及び同社従業員に対し、令和元年12月24日に新見簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金刑の略式命令があり、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第三号に該当するとし、国土交通省中国地方整備局長から監督処分(指示処分)が発せられた。

このことが、安来市建設工事等入札参加者指名停止等措置要綱別表第2第9号に該当する。なお、指名停止措置の期間は1月とする。

④指名停止措置理由

安来市建設工事等入札参加者指名停止措置要綱
別表第2 第9号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上9月以内